

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第35号

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則（平成20年鳥取県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表		別表	
市町村名	旧町村名	市町村名	旧町村名
略		略	
米子市	<u>成実村</u> 尚徳村 大高村 梶村 宇田川村	米子市	<u>成美村</u> 尚徳村 大高村 梶村 宇田川村
略		略	
伯耆町	幡郷村（同村大字諸木の区域を除く。） 八郷村	伯耆町	幡郷村（同村大字諸木の区域を除く。） 八郷村
		大山町	所子村 高麗村（同村大字今津の区域を除く。） 光徳村 御来屋町 名和村 庄内村 上中山村 逢坂村

附 則

この規則は、公布の日から施行する。